

令和5年第7回上里町議会定例会会議録第3号

令和5年12月7日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第59号）上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第60号）上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第61号）上里町長及び副町長の給与等の関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10（町長提出議案第62号）上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11（町長提出議案第63号）上里町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12（町長提出議案第64号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13（町長提出議案第65号）上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14（町長提出議案第66号）上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15（町長提出議案第67号）上里町農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 16（町長提出議案第68号）上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17（町長提出議案第69号）令和5年度上里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 18（町長提出議案第70号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 19（町長提出議案第71号）令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20（町長提出議案第72号）令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第21（町長提出議案第73号）令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	税務課長	間々田由美君
町民福祉課長	及川慶一君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	亀田真司君	高齢者いきいき課長	山田隆君
まちづくり推進課長	吉田広毅君	産業振興課長	吉村貴文君
会計課長	井出康之君	教育総務課長	望月誠君
上下水道課長	根岸利夫君		

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第7 町長提出議案第59号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第59号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第59号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法並びに健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行いたいのので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、マイナンバー法の一部改正では、法律で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とするため、別表第2が削除され、健康保険法等の改正では、健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化されることとされました。

これらの法改正を受け、本町のマイナンバーの利用に関し、必要な事項を定める本条例について、マイナンバーの独自利用を行う規定の追加及び文言の整理を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

初めに、マイナンバーの独自利用を行う規定の追加について御説明いたします。

健康保険証とマイナンバーの一体化により、現在、健康保険証の提示を求めていることも医

療費、ひとり親家庭等の医療費及び重度心身障害者医療費のいわゆる福祉3医療費の支給に関する事務において、マイナンバーを利用した情報連携等を行う必要が生じるため、個人番号の利用範囲について定める第4条を改正し、別表第1、別表第2を追加いたします。

第4条第1項には、別表第1及び別表第2に掲げる事務において、マイナンバーの利用を行う規定を追加いたします。また、第2項を追加し、別表第2で掲げる事務を処理するため、必要な限度で同表に掲げる特定個人情報について、同一機関内においての情報の活用、いわゆる庁内連携を行うことを規定いたします。

別表第1は、マイナンバーを利用する事務として、福祉3医療費の支給に関する事務を掲げております。

別表第2は、庁内連携を行う特定個人情報を定めており、福祉3医療費の支給に関する事務及びその事務で庁内連携を行う特定個人情報を掲げております。

次に、文言整理について御説明いたします。

マイナンバー法の改正により、法別表第2が削除されることに伴い、第2条に必要となる定義を追加し、第4条中の「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改正いたします。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は施行日について規定しており、第1条の施行日は公布の日、第2条の施行日は、「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日としております。

以上で、上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全員協議会で、国保の医療分の加入者は3,819人ですよということでありました。この医療のマイナンバーがうまく作動しなくて様々な問題が起きていたわけなんですけれども、そういう中で上里町は、決算時点で5名の方がマイナンバーを返納したということがありましたけれども、その後返納というのはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） マイナンバーカードの返納の状況ということでございますが、申し訳ございませんが、今手元にございませんで正確な数字はお答えできませんが、ただ、窓口の状況等を見ておきまして、それほど大きくトラブって返納するというような感じにはなっていないようでございます。

また、全国でも様々な動きがあるのかなと思われましても、本町におきましては、仮にあったとしても、本当に僅かかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、当初と変わったのは、マイナンバーを取らない方にも医療保険が申請じゃなしで配られるということで、それはよかったなというふうに思っているんですけども、今、事実上マイナンバーを持っていても、そういう様々な事情の中でカードを使わずに両方持っているわけですから、従来の保険証を持ってかかっているという人が多い現状があるようなんですね、全国的にも。その辺というのは把握するのは難しいでしょうけれども、今後、動き出したときに、やっぱりうまく作動しないから元に戻したいというんでしょうか、カードとしては必要だからカードは持っているけれども、医療の部分だけは、そういう人は申請によってもらえるということでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今、マイナンバーカードを所持していても、保険証とひもづけをされていない方もいらっしゃいますし、当然ひもづけをされている方もいらっしゃいます。過去の新聞報道を見ると、処々のトラブルによりましてマイナ保険証の返納であったり、ひもづけを解除したりというふうなこともあると思います。沓澤議員がおっしゃっているのは、恐らく資格確認書の関係の話なのかなと思いますけれども、現時点でマイナンバーカードと保険証をひもづけている方であっても、希望されれば解除して資格確認書に結びつけることができるという方針になっておりますので、ただ、資格確認書がいつ交付になるかというところまでは、まだ国の指針をいただいておりますので、明確ではありませんけれども、現在ひもづけている方は解除できるというふうなところではございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
について

◎日程第9 町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例について

◎日程第10 町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第9、町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。なお、議案第60号から議案第62号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について並びに議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員

会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和5年8月7日付の人事院勧告及び同年10月19日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与及び期末手当並びに勤勉手当の改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の改定をいたしたく、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに昨年に引き続き引上げとなっております。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、初任給を初め若年層に重点を置きつつ、中高年層も含めて給料月額を引き上げ、高卒で採用された場合の初任給については1万2,000円、大卒で採用された場合の初任給については1万700円を引き上げることとし、全職員において1万2,000円から1,000円の引上げを行い、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.1月分引上げ、年間で見ますと、現行の4.4月から4.5月へ支給月数が改定されます。なお、この引上げ分については期末手当及び勤勉手当に反映いたしません。

政府においては、既に10月20日付で人事院勧告どおりの内容で閣議決定をされており、給与法の一部改正案につきましても、第212回国会において、11月14日に衆議院、11月17日に参議院でそれぞれ審議され、可決されております。埼玉県におきましても12月の定例議会で対応とのことですので。

続きまして、議案ごとに改正概要及び条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、議案第60号についてでございますが、上里町職員の給与に関する条例等として、関係条例3本の一部改正を5条立てで行い、給料表の改定及び期末手当並びに勤勉手当の支給月数を改定いたします。

まず、第1条・第2条は、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

初めに、第1条について御説明申し上げます。

まず、第17条第2項は、一般職員の期末手当の額に係る条文となっており、期末手当の支給月数を「100分の120」から「100分の125」に改めます。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、同じく勤勉手当の支給月数を「100分の67.5」から「100分の70」に改めます。

この支給月数の改定による今年度の期末手当の増額は、一般職員については約416万5,000円、

再任用職員及び任期付職員については約2万4,000円でございます。

続いて、第18条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を「100分の100」から「100分の105」に改めます。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、同じく勤勉手当の支給月数を「100分の47.5」から「100分の50」に改めます。

この支給月数の改定による今年度の勤勉手当の増額は、一般職員については約403万2,000円、再任用職員及び任期付職員については約2万4,000円でございます。

続きまして、別表につきまして、行政職給料表（一）を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を1万2,000円から1万700円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、中高年層を含んだ全職員を対象に1万2,000円から1,000円の引上げを行い、官民の格差の縮小を図っております。定年前再任用短時間勤務職員につきましても1,000円から900円の引上げを行っております。

給料表改正に伴う今年度の増額は、約937万2,000円となります。

次に、第2条についてですが、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が主な内容となっており、一般職員の期末手当の支給月数について、「100分の120」から「100分の122.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、「100分の67.5」から「100分の68.75」に改めます。

また、一般職員の勤勉手当の支給月数について、「100分の100」から「100分の102.5」に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、「100分の47.5」から「100分の48.75」に改めます。

あわせて高齢層の昇給抑制措置の導入として、第4条第8項中「2号給」とあるのを「0号給」と改めます。

続いて、第3条については、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっており、第7条第1項の給料表を改めます。第1号給から5号給までの全てを改正するもので、4,000円から7,000円の引上げとなります。当該給料表は、高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる事務に従事させる場合として採用する特定任期付職員に適用となる給料表についての改定となります。なお、当町においては、特定任期付職員として採用している職員はございません。

続いて、第4条・第5条については、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第4条は、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改定を行うもので、「100分の

120」から「100分の125」に改めます。

第5条は、第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うもので、期末手当については「100分の125」から「100分の122.5」に、勤勉手当は「100分の100」から「100分の102.5」に改めます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条第1項は、施行期日の説明でございます。施行日は公布の日から施行としますが、第2条及び第5条につきましては、令和6年4月1日からの施行といたします。

附則第1条第2項では、一般職員に係る給料表及び特定任期付職に係る給料表の改定につきましては、令和5年4月1日から遡及適用すると定めます。

附則第1条第3項では、第1条の規定による改正後の給与条例に係る期末手当及び勤勉手当の改正規定並びに第4条の規定による改正後の会計年度任用職員条例に係る期末手当の改正規定について、令和5年12月1日から遡及適用すると定めます。

続いて、附則第2条では、改正後の給与条例及び任期付職員条例を適用する場合、これまでに支給された給与を改正後においては、改正後の給与の内払いとみなす旨の規定を定めます。

附則第3条では、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で別に定めるものとしております。

続きまして、議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例についての一部改正を4条立てで行うもので、それぞれの期末手当の支給月数を改定いたします。

職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が、合計で0.1月分引き上げられましたので、特別職3役の期末手当の引上げを同様に言い、改正を行うものでございます。

第1条・第2条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、第3条・第4条が、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、町長及び副町長の令和5年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を「100分の222」から「100分の230」に改めます。

第2条は、令和6年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を「100分の230」から「100分の225」に改めます。

第3条は、教育長の令和5年度の支給に関する改正内容となり、同様に「100分の220」から「100分の230」に改め、第4条において、「100分の230」から「100分の225」に改めます。

改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、3役につきましては、全体で約23万2,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条及び第3条については公布の日から施行、令和5年12月1日からの適用とし、第2条及び第4条については、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案第62号について御説明申し上げます。

議案第62号については、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を2条立てで行い、期末手当の支給月数を改定いたします。

職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が、合計で0.1月分引き上げられましたので、3役と同様に議会議員の期末手当の引上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条は、令和5年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を「100分の220」から「100分の230」に改めます。

第2条は、令和5年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を「100分の230」から「100分の225」に改めます。改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、議会議員全体で約37万5,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行、令和5年12月1日からの適用とし、第2条については令和5年4月1日から施行とするものでございます。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての一括議題によります提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（黛 浩之君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（黛 浩之君） 続いてお諮りいたします。

これより議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税について、令和6年1月1日に創設施行されることに伴い、森林環境税の賦課徴収に関

する規定等の整備を行うものでございます。

森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円を市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、その全額を県を經由し国へ払い込むものであります。

また、令和5年度地方税制改正において、燃費・排ガス不正行為への対応として規定された軽自動車税の特例の加算割合が見直されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものであります。

続きまして、改正の内容を御説明申し上げます。

第34条の9は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除を定めており、森林環境税の導入に伴い、第2項に規定する控除できなかった金額の還付充当科目に森林環境税を追加するものでございます。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法を定めており、森林環境税の導入に伴い、新たに第3項として森林環境税の賦課徴収方法を規定するものでございます。

第41条は、町民税の納税通知書を定めており、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものでございます。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収を定めており、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る均等割額に森林環境税額を含む旨を追加するものでございます。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れを定めており、森林環境税の導入に伴い、第2項に規定する特別徴収から普通徴収に変更となった場合に生じる過誤納付の取扱について、地方税法の一部改正により新設された特例措置を適用するものでございます。

第47条の2は、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収を定めており、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る均等割額に森林環境税額を含む旨を追加するものでございます。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れを定めており、森林環境税の導入に伴い、第2項に規定する特別徴収から普通徴収に変更となった場合に生じる過誤納金の取扱いについて、地方税法の一部改正により新設された特例措置を適用するものでございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を定めており、令和5年度地方税制改正において、税制上の再発抑止策を強化するため、第4項に規定する不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際の加算割合を100分の35に引き

上げるものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を定めており、令和5年度地方税制改正において、税制上の再発抑止策を強化するため、第3項に規定する不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際の加算割合を100分の35に引き上げるものでございます。

このほか、文言整理等軽微な改正を行うものでございます。

最後に、附則でございます。

条例の施行期日について規定し、令和6年1月1日から施行するものといたします。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） このときの条例改正は、いわゆる復興税500円、500円で1,000円、それが森林環境税に移行するというので、もう既に森林環境のお金は自治体のほうに配布というんでしょうか、来ているわけでありませうけれども、この均等割という出し方が、所得がどんなにあっても、所得がどんなに少なくとも均等に課せられるという、ここが非常に大きな問題かなというふうに常々思っていました。

それで、今回もそのような形で行くことに対して、上里町で所得割が出ない方も、この均等割だけを払っているという、そういう状態の方がどのくらいいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

現在、数字のほうを持ち合わせてございませんので、確認次第御報告させていただきます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も分からないので聞いているんですけども、やはり上里町にもいらっしゃるということですよ。ということは、本来であると、所得に対して平等に課せら

れるべきものが、復興税ということで10年間、それがまたさらに10年間ということになっていくと、本当に所得の少ない人をずっとずっと苦しめることにならないかなという、その点が非常に心配なんですけれども、果たして納め切れているのか、その辺について知りたいというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

先ほどの均等割のみの納税義務者は、12月1日現在1,622人ということです。全体納税義務者が1万6,254人ということです。約1割の方が均等割のみをお支払いいただいている状態というふうになってございます。

均等割だけを常に払っていかなければいけないというのは、負担を強いていく形になるのではないかということかと思いますが、均等割が出ないという方もやっぱりおまして、森林環境税については、住民税上の均等割が出なくても、国内に住所を有しているということにかかるとなるとなるとございまして、この辺につきましては、今後、また国のほうでも精査があるものというふうにと考えると、この辺に考えているところではございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第64号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第64号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第64号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布・施行に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が、同条第10項に繰り上がることを受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、その引用を改める改正が行われたものでございます。

これらに伴い、本条例においても同様に引用を改め、具体的には、第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

次に、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準として、基準府令第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について、読替内容を一部見直す改正が行われました。これに伴い、本条例につきましても読替内容の見直しを行い、第36条第3項中「第6条第2項中」の次に、「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」と加えるものでございます。

最後に、附則についてですが、施行期日を公布の日と定めるものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第65号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第65号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第65号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、重度心身障害者医療費における住所地特例の取扱いを変更するため、また、重度心身障害者医療費と他福祉医療費との重複支給を避ける規定を設けるため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第3条は重度心身障害者医療費の対象者を定めており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律の改正により、重度心身障害者医療費における住所地特例の取扱いが変更となり、特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の介護保険施設が新たに住所地特例の対

象となるため、新たに第3条第1項第1号イ、ウ、第3号及び第4号の規定の追加を行うものでございます。

続いて、第3条第2項第5号から第7号について御説明いたします。

福祉3医療には、重度心身障害者医療費、こども医療費、ひとり親家庭等の医療費があり、重度心身障害者医療費と他医療費との重複支給を避ける内容でございます。

当町では、重度心身障害者医療費を最優先としており、既に他医療費との重複支給はないよう運用をしておりますが、明確に根拠として明示するため、新たに条文の追加を行うものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日を定め、公布の日から施行するものいたします。

第2項では適用区分を定め、改正後の第3条第1項第1号イ、ウ、第3号及び第4号の規定を、令和5年4月1日以降に入居し、または入所した者に適用するものいたします。

以上で、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 改正の内容は分かりました。お聞きしたいのは、今現在、上里町の方たちが、他市の施設を利用して、他市の負担になっている人たちが何人おられるのか、町内の施設等を利用して何人おられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

恐れ入ります、数字の詳細につきましては、今手持ちにございませぬのでお答えできませんが、後ほど調べて御報告をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第66号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第66号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第66号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令等の一部が改正されたこと及び上里町国民健康保険税率の見直しのため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

このたびの改正は、上里町国民健康保険の加入世帯に、出産する予定、または出産した被保険者がある場合、納税義務者である当該世帯の世帯主に対して賦課される国民健康保険税の出産被保険者に係る所得割額及び均等割額について、産前産後期間相当分を免除すること並びに埼玉県国民健康保険運営方針に基づく県内の保険税率統一に向け、段階的に県の示す標準税率に合わせるため、医療給付費分に当たる基礎課税額の平等割額をなくし、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額全ての賦課方式を3方式から2方式とし、それぞれの所得割額、被保険者均等割額について、税率の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容を御説明申し上げます。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したもので、第2項は基礎課税額といういわゆる

医療給付費分について、賦課方式が3方式から2方式となることにより、世帯別平等割額を削除するものです。

第3条は、医療給付費分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の6.3」を「100分の6.65」に改めるものでございます。

第4条は、医療給付費分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり「2万9,000円」を「3万6,000円」に改めるものでございます。

第4条の2は、医療給付費分における世帯別平等割について規定したもので、賦課方式が3方式から2方式となるため、削除いたします。

第5条は、後期高齢者支援金分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の2.1」を「100分の2.6」に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり「1万円」を「1万6,000円」に改めるものでございます。

第7条は、介護納付金分における所得割額の課税率を規定したもので、「100分の1.77」を「100分の2.4」に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり「1万2,000円」を「1万6,000円」に改めるものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額について、所得金額に応じてそれぞれ7割・5割・2割の軽減及び最高限度額の内容を規定したものであります。

第1項各号では、均等割額がなくなることにより、「イ」を削除し、「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に繰り上げます。

また、第1号は、軽減世帯の減額のうち、7割軽減の内容を規定したもので、アとして医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「2万300円」を「2万5,200円」に、イとして後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額「7,000円」を「1万1,200円」に、ウとして介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額「8,400円」を「1万1,200円」に改めるものでございます。

次に、第2号は、5割軽減の内容を規定したもので、アとして医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「1万4,500円」を「1万8,000円」に、イとして後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額「5,000円」を「8,000円」に、ウとして介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額「6,000円」を「8,000円」に改めるものでございます。

また、第3号は、2割軽減の内容を規定したもので、アとして医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額「5,800円」を「7,200円」に、イとして後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額「2,000円」を「3,200円」に、ウとして介護納付金分における被保険者

均等割額の軽減額「2,400円」を「3,200円」に改めるものでございます。

続いて、第2項は、当該納税義務者の世帯に属する未就学児の均等割額について定めており、第1号で、医療給付費分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じてそれぞれ5割軽減し、第2号では、後期高齢者支援金等分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じてそれぞれ5割軽減することを規定しております。

第1号のアは、7割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、「4,350円」を「5,400円」に改めるものでございます。イは、5割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、「7,250円」を「9,000円」に改めるものでございます。ウは、2割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、「1万1,600円」を「1万4,400円」に改めるものでございます。エは、軽減に該当しない世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、「1万4,500円」を「1万8,000円」に改めるものでございます。

第2号「ア」から「ウ」につきましては、第1項で「イ」が削除され、「ウ」が「イ」に繰り上がったことにより、引用箇所を改めるものでございます。

また、アは、7割軽減世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、「1,500円」を「2,400円」に改めるものでございます。イは、5割軽減世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、「2,500円」を「4,000円」に改めるものでございます。ウは、2割軽減世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、「4,000円」を「6,400円」に改めるものでございます。エは、軽減に該当しない世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、「5,000円」を「8,000円」に改めるものでございます。

第3項として、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の所得割額及び均等割額について、産前産後期間相当分として4か月分（多胎妊娠の場合は6か月分）のうち、当該年度に該当する月数分を免除する規定を追加するものでございます。

第1号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の医療給付費分における被保険者所得割額の減額について、第2号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の医療給付費分における被保険者均等割額の減額について、第3号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の後期高齢者支援金等分における被保険者所得割額の減額について、第4号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の後期高齢者支援金等分における被保険者均等割額の減額について、第5号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の介護納付金分における被保険者所得割額の減額について、第6号では、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の介護納付金分における被保険者均等割額の減額について定めるものでございま

す。

第21条の3は、出産被保険者に係る国民健康保険税の免除を受ける際に必要とする届出事項についての規定を追加するものでございます。

第1項では、当該納税義務者は、出産被保険者がその世帯に属する場合に、納税義務者及び出産被保険者の氏名、住所、生年月日、個人番号及び出産予定日などを記載した届出書を町長に提出しなければいけないと規定するものでございます。

第2項では、前項の届出に当たり、出産の予定日を明らかにすることができる書類などを添付しなければならないと規定するものでございます。

第3項では、第1項における届出の時期について、出産予定日の6月前から行うことができると規定するものでございます。

第4項では、第1項における届出について第1項及び第2項の内容が確認できる場合には、当該納税義務者の届出を省略させることができると規定するものでございます。

このほか、文言の整理等軽微な改正を行うものでございます。

最後に、改正条例の附則について御説明申し上げます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、産前産後期間の免除措置についての規定の整備に係る改正は令和6年1月1日から、その他の改正につきましては令和6年4月1日から施行とするものでございます。

第2項は、産前産後期間の免除措置に係る経過措置について規定したものであり、令和5年度分の国民健康保険税では、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税から適用とするものでございます。

第3項は、国民健康保険の税率改定に係る経過措置について規定したものであり、この改正内容を令和6年度以後の国民健康保険税から適用とするものでございます。

第4項は、産前産後期間の免除措置に係る届出について、この条例の施行前でも行うことができるとするものでございます。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日頂いたシミュレーションの税率による世帯別影響額を見せていただきましたところ、所得が少ない世帯ほど増加率が高いという形になっております。それはおひとり暮らしの方、2人世帯、また、4人世帯のシミュレーションが出ていますけれども、2方式にして均等割が高くなるということがこういうふうに表示してくるのかなというふうと思うところなんですけれども、国民健康保険税は10月から引下げになりましたけれども、それによって納められないような暮らしをしている方も引下がりになるわけなんですけれども、本当にこの金額でこれだけの国保税を払って暮らせていくのかなという思いがしますけれども、今現在、苦しくて国保税が払えないよという相談とか、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

納税相談につきましては、継続的に窓口にお見えになった場合、電話での相談等で丁寧に対応しているところでございますので、大きく変化があるというふうなところとしては感じているところではございません。

しかしながら、先ほどのシミュレーションにおいて、低所得の方のほうが増加率が多いというところで負担が多くなるというふうな御意見かと思いますが、所得が低いということは、所得割の占める割合が低いということですので、均等割は所得階層にかかわらず平等にかかってくるところでございますので、その辺が、今回均等割の部分での増加が大きく影響しております。所得の低い方のところが増加率が高いような数字の記載となっているところでございます。

また、低所得の方について、税率等の改正があると、お支払いについて負担も多くなっていくのではないかとこのところではございますが、12月1日、現状でございますが、所得階層ごとの滞納者の割合でございますが、全体的に低所得階層の方が多いのが国保の加入世帯でございますが、所得階層ごとに見ましても、納めていない方を見ますと約6%程度となっております。ですので、所得が低いところの納める方の割合が多く、高所得の方については滞納者がいないというような状況ではなく、各階層ごとに同じくらいの割合で納めづらい方がいるというところになっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 副町長の説明で、国保については県のほうで運営をこれからするために、今準備をしているということで、例えば医療給付費分が今まで3方式だったのが、平等割を削除して所得割と均等割、それに伴って当然3方式が2方式になるわけですから、負担割合が増えてくるかと思えます。後期高齢者支援金等分についても2方式、介護納付金等についても2方式ということで、いろいろ私が資料を頂いたものの中には、確かに国保加入世帯の中に滞納世帯数というのが、例えば146世帯で加入世帯費の割合が3.43%ということで、大変苦しい状況になっているかと思えます。それで、国のほうも今後、医療、介護3割負担拡大検討をしているということで、これは全て少子化対策の財源が使われるということでもありますけれども、それに伴って高齢者の負担が大分増えてくると思うんです。実際、上里町の国保、加入世帯につきましても、高齢者の方が、例えば65歳から74歳までの人が3,125人、ゼロから14歳が379人、15歳から64歳が3,184人ということで、ここでお聞きしたいのは、こういう負担が変わってくることに對して、上限額、例えば平成2年度の賦課限度額設定状況、医療と後期と介護を含めまして平成2年度の政令における賦課限度額が99万円ということで、内訳は医療分が63万円、後期高齢者支援金等分が19万円、それから介護納付金分が17万円と99万円ということになっているかと思えますが、上里町の賦課限度額といえますか、それについて確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 植原議員の御質問に御説明申し上げます。

現在の賦課限度額について御説明申し上げます。

医療費分につきましては6万5,000円、後期支援分については2万2,000円、介護分については1万7,000円で、合わせて10万4,000円となっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第66号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対であります。

条例の趣旨としては理解できます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築しなくては行けない。しかしながら、国民健康保険に加入している方たちは、最後のとりでとして入ってきています。いや応なく入って、ここが最期のとりでなんです。社会保障としてそこで救われるべき人たちが、社会保障の負担増で苦しめられる現状があると思います。県の示す標準税率に段階的に合わせていかないと、一気に負担をかけなくては行けないという担当課の葛藤もあると思います。すごく理解できます。しかしながら、あまりにも所得に対して負担が重過ぎるというふうに思います。制度を守るために、あまりにも町民を苦しめる、そういう内容になっていると思いますので反対です。

なお、出産保険者に係る国民健康保険税の免除については、私は賛成であります。しかしながら、同時に出された条例の改正でありますので反対としたいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第67号 上里町農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理等に関する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、町長提出議案第67号 上里町農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第67号 上里町農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理等に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

上里町農業集落排水事業の財務情報を把握して適切な経営を行うため、令和6年度から地方公営企業法の全部適用を行い、公営企業会計に移行することとなりました。これに伴い、関係条例11本について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、議案の概要及び内容を申し上げます。

題名のとおり、農業集落排水事業の公営企業化に伴う関係条例の整理といたしまして、第1条から第9条までの9本の条例の改廃を行うとともに、附則において、2本の条例について改正を行うものでございます。

続きまして、各条例の改廃の内容について申し上げます。

第1条上里町農業集落排水事業特別会計条例の廃止につきましては、公営企業法適用に伴い、官庁会計から公営企業会計に移行となるため、現在の特別会計条例を廃止するものでございます。

第2条上里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、公営企業法の全部適用に伴い、町部局の首長である町長から公営企業となる農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長へと権限を移行するものでございます。

また、使用料の徴収に関して、下水道事業同様に水道事業へ委託し、毎月の徴収から、2か月に1度の徴収期間へ変更するものでございます。

第3条上里町農業集落排水処理事業の受益者分担金賦課及び徴収に関する条例の一部改正につきましては、事業名を上里町農業集落排水事業に統一するため、「処理」という文言の削除を行い、また、第2条同様に町長から管理者の権限を行う町長へと権限を移行するため、名称の統一を行うものでございます。

第4条上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業の設置を追加したことから、題名を「上下水道事業」に統合するものでございます。

また、第1条各号で各事業の設置目的の説明、第2条第4項に農業集落排水事業の規模を説明するものでございます。

第5条上里町水道料金等審議会条例の廃止につきましては、後にあります第8条において、上里町下水道事業審議会条例の一部改正を行い、公共下水道事業の審議会に水道事業及び農業集落排水事業を統合した上里町上下水道事業審議会を設けるため、廃止するものでございます。

第6条上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、企業職員の給与の種類及び基準を町職員と統一するため、町職員の例によると改正するものでございます。

第7条上里町水道事業給水条例の一部改正は、第4条で制定した上下水道事業の設置等に関

する条例の題名変更に伴い、引用箇所を改正するものでございます。

第8条上里町下水道事業審議会条例の一部改正につきましては、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業を統一して、上下水道事業審議会を設けるために改正するものでございます。

第9条上里町下水道条例の一部改正につきましては、第4条で制定した上下水道事業の設置等に関する条例の題名変更に伴い、引用箇所を改正するものでございます。

附則につきましては、第1項で条例の施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行するといたします。

また、第2条では、本則第5条上里町水道料金等審議会条例の廃止及び第8条上里町下水道事業審議会条例の一部改正に伴いまして、公共下水道事業の審議会に水道事業及び農業集落排水事業を統合した上里町上下水道事業審議会を設けることから、上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の別表にあります下水道審議会委員の名称変更及び水道料金等審議会委員の項を削除いたします。

最後に、第3項につきましては、本則第6条上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴いまして、この条例を引用する上里町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 上里町農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第68号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（黛 浩之君） 日程第16、町長提出議案第68号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第68号 上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町総合文化センターについて指定管理者による管理を実施するため、指定管理者を指定したいので、本案を提出するものでございます。

続いて、議案の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、上里町総合文化センターについてでございますが、令和3年4月から3年間を指定期間として指定管理者による管理運営を行っており、来年3月末で指定期間満了を迎えることとなります。引き続き指定管理者による継続的で安定的な管理運営を図るため、指定期間を上里町指定管理者制度導入指針に基づき3年間とし、改めて令和6年度から令和8年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者については、町が出資しております一般財団法人上里町文化振興協会を選定いたしました。当該法人は、平成26年4月より一般財団法人に移行し、町の文化振興を担う公的団体として活動を展開しており、これまでの管理運営実績に加え、一般財団法人上里町文化振興協会・行動計画に基づき、積極的な事業の推進を行っております。当該法人の持つ文化団体や文化人とのつながりは、町と町民が協働し、文化活動を推進するためには不可欠です。

以上の理由により、施設の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の候補者選定方法に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用し、一般財団法人上里町文化振興協会を候補者として選定いたしました。

以上で、上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 一般財団法人上里町文化振興協会の職員は2名いらっしゃると思うんですけども、この2名の職員の年齢というんでしょうか、3年間延長ということで、その中で退職を迎えるとか、そういうことはないんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

次期指定管理期間において、協会職員2名が退職を迎えるということはありません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ずっとこの財団に指定管理をしてきていて、安定しているということでもありますけれども、今回は3年間の中で定年を迎える方がいないということでもありますけれども、今後として、やはり頼ってばかりもいられないと思うんです。その辺の検討はされているのかどうかお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

議員御指摘のとおり、文化振興協会の職員が、もうそろそろ定年退職というところも見据えてくる中で、町としても財団に今後もずっと指定管理を続けていただけるのかどうかというのは、将来を見据えて検討事項であると考え、庁内でも検討を進めているところでございます。

その検討の中で、少なくとも次期3年間においては、定年退職を迎えるということはないということでございましたので、引き続きお願いをすることを決定したところではございますが、今後、より将来的な在り方については、検討を引き続き進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 先ほどの上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑におきまして、植原議員の御質問に対する回答に誤りがございましたので、訂正を申し上げさせていたきたいと思います。

令和5年度の上里町の賦課限度額につきまして、医療給付費分は65万円、後期支援分は22万円、介護給付費分は17万円、合計104万円となります。よろしくお願いたします。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君） 先ほど、議案第59号で御質問いただきましたマイナンバーカードの取りやめというか返納につきまして分かりましたので、御報告させていただきます。

令和5年度におきましては3件の返納がございました。

また、議案第65号で御質問いただきました上里町にお住まいの方で、町外で施設を御利用いただいている方につきましては13人ということがございます。なお、他市町村から上里町の施設へ入っている方につきましてはの把握はできませんので、御了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。

再開は10時45分からとします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 町長提出議案第69号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第17、町長提出議案第69号 令和5年度上里町一般会計補正予算

(第5号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第69号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,639万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,058万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、地方債の変更について、第2表地方債補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款10地方特例交付金は819万7,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は1億5,671万1,000円の増額補正となり、普通交付税の交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款15国庫支出金は1,143万2,000円の増額補正となり、主な内容は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、障害者自立支援給付費負担金及び障害者総合支援事業費補助金などの増額となっております。

款16県支出金は486万7,000円の増額補正となり、主な内容は、乳幼児医療費補助金、障害者自立支援給付費負担金及び地域子育て支援拠点事業費補助金などの増額となっております。

款19繰入金は4,934万8,000円の減額補正となり、財政調整基金繰入金の減額及び公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金(上里ゴルフ場用地費)の増額となっております。

款22町債は1,546万6,000円の減額補正となり、臨時財政対策債の減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1億1,639万3,000円を追加し、113億9,058万6,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。続いて歳出でございます。

款1議会費から款5農林水産業費及び款7土木費、款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、人事院勧告等に伴う給与費の増額補正がございます。

初めに、款1議会費は75万3,000円の増額補正となり、内容は、議員及び一般職員の給与費、議会だよりの印刷製本費の増額となっております。

款2 総務費は1,693万3,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費、戸籍住民基本台帳事業に係る戸籍情報システム改修業務委託料、総合行政情報システム事業に係る社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料などの増額となっております。

款3 民生費は7,808万6,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付事業に係る負担金返還金、子ども医療費及び後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金などの増額となっております。

款4 衛生費は1,125万円の増額補正となり、主な内容は、各種予防接種に係る委託料及び助成金、健康推進事業に係る消耗品費などの増額となっております。

款5 農林水産業費は887万円の増額補正となり、内容は、一般職員給与費の増額となっております。

款6 商工費は9万6,000円の増額補正となり、内容は、商工業振興事業に係る新規創業支援助成金の増額となっております。

款7 土木費は246万3,000円の増額補正となり、内容は、上里ゴルフ場管理事業に係る土地購入費、一般職員及び会計年度任用職員に係る給与費の増額となっております。

款9 教育費は592万5,000円の増額補正となり、主な内容は、小・中学校教育振興事業に係る消耗品費、職員給与費の増額となっております。

歳出合計につきましても歳入同様、現計予算に対しまして1億1,639万3,000円を追加し、113億9,058万6,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、発行可能額の決定に伴いまして、臨時財政対策債の起債限度額8,000万円を6,453万4,000円に変更を行うものでございます。

以上、令和5年度上里町一般会計補正予算（第5号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課より詳細説明を申し上げます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 健康保険課の子ども医療費支給事業のところでお尋ねいたします。

子ども医療費が1,783万6,000円とかなり大きく伸びていますけれども、この理由は、今インフルエンザが猛威を振るっているということが関係していますでしょうか。お尋ねします。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

今年度のインフルエンザの流行期というのが、従来の年の流行期よりも前倒してそういった状況になっているというところでもありますので、そうした状況も子ども医療費が伸びた一つの要因であるとは考えておりますけれども、詳しい受診動向というものは把握しておりませんが、そうした原因のほか、前年と比較して子どもさんの入院医療費のほうが増加しているということも要因の一つではないかと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇議員発言〕

○8番（齊藤 崇君） 同じページで、その下なんですけれども、健康保険課のところの予防対策事業の風疹予防接種費用の助成と、その下のヒトパピローマウイルス感染症なんですけれども、これは何人分を対象にした数字になっているんでしょう。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、1つ目の風疹予防接種費用助成につきましては、まず、4月から9月の実績、申請人数が14人いらっしゃいます。この上半期の実績を踏まえ、10月以降の見込上14回としておりまして、今回の補正予算を計上しているところではあります。10月以降、4か月分のものを補正をしているところでございます。

一方のヒトパピローマウイルスにつきましては、4月から8月までの実績でいいますと、申請人数が1回、接種回数3回に対して助成しているところではありますけれども、今後、接種回数5回を見込んでおりまして、補助額相当5万2,000円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

11番新井實委員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 子育て共生課の神保原児童館の運営事業、事業費一番下なんですけれども、修繕料が159万8,000円、これさっき説明は自動水洗の交換と聞いたんですけれども、自動水洗何個取り替えて、あまり高いんでびっくりしたんですけれども、御説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 新井議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほど、神保原児童館のトイレの手洗い器の交換ということでしたが、手洗いの交換、賀美児童館で、神保原につきましては消防用の非常放送設備の修繕ということで計上させていただいています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實委員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） ちょっと今、よく聞こえなかったんで、自動水洗は賀美ですか。自動水洗は幾らぐらいですか。何個、幾らぐらいなんですか。

○議長（黛 浩之君） 個数で幾らかということによろしいですか。

子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 新井實議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらの水洗工事の台数ですが1台分の交換工事となります。全部でお幾つあるかということですか。ちょっとそちらにつきましては、今、手元に資料がございませんので、後ほど御説明させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實委員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 神保原児童館、ちょっと聞こえなかったんですが。この中の金額で、神保原児童館、何でしたっけ。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 新井實議員の御質問に御説明させていただきます。

神保原児童館の修繕につきましては、消防用非常放送設備の修繕ということで計上させていただいています。非常放送設備です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 健康保険課のところなんですけれども、先ほどの産前産後の4か月、保険料が免除されるんですよというのを受けて、県と国から、国のほうが4万8,000円、県のほうから2万4,000円、支出としては191万7,000円ということでありましてけれども、この支出のほうはこれだけじゃないものも含まれているんだとは思いますが、この産前産後の保険税負担金は、国・県は何割負担になっているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

産前産後の負担金の負担割合でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1となります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 新井實議員の御質問に補足させていただきます。

賀美児童館の水洗トイレは全部で4台、女子トイレ、男子トイレ2台ずつということで水洗がついているような状況です。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 令和5年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第70号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第18、町長提出議案第70号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第70号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,628万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,030万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款4 県支出金は、2億778万円の増額補正で、歳出の保険給付費の増額により県補助金を増額補正するものでございます。

款6 繰入金は191万7,000円の増額補正で、歳出の総務費及び保健事業費の増額により、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金を増額補正するほか、産前産後保険税繰入金の増額となっております。

款7 繰越金は1,658万7,000円の増額補正で、歳出の諸支出金の増額により前年度繰越金を増額補正するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして2億2,628万4,000円を追加し、33億7,030万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は187万6,000円の増額補正で、会計年度任用職員に関連する総務管理費の増額とシステム改修による徴税費の増額によるものでございます。

款2 保険給付費は2億778万円の増額補正で、国保一般被保険者の療養給付費や高額療養費の支出見込みに伴う増額によるものでございます。

続いて、款3 国民健康保険事業費納付金は、歳入の産前産後保険税繰入金の増額による財源更正でございます。

款5 保健事業費は4万1,000円の増額補正で、健幸マイレージに関連する保健事業費の増額によるものでございます。

款7 諸支出金は1,658万7,000円の増額補正で、年度間精算に伴う保険給付費等交付金償還金及び国庫支出金償還金の増額によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして2億2,628万4,000円を追加し、33億7,030万3,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案説明を申し上げますた。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黛 浩之君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(黛 浩之君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(黛 浩之君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黛 浩之君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第71号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議長(黛 浩之君) 日程第19、町長提出議案第71号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長(島田邦弘君) 御提案申し上げます議案第71号 令和5年度上里町介護保険特別

会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,916万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,009万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款2国庫支出金は357万7,000円の増額補正で、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金の増額となっております。

款3支払基金交付金は462万9,000円の増額補正で、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金の増額となっております。

款4県支出金は221万6,000円の増額補正で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金金は385万7,000円の増額補正で、一般会計繰入金金の増額となっております。

款6繰越金は488万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1,916万3,000円を追加し、22億6,009万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は164万1,000円の増額補正で、内容は会計年度任用職員の給与費、介護システム改修業務委託料の増額となっております。

款2保険給付費は218万9,000円の増額補正で、内容は介護福祉用具購入費、居宅介護及び介護予防に係る住宅改修費の増額となっております。

款4地域支援事業費は1,533万3,000円の増額補正で、主な内容は、高齢者等配食見守りサービス委託料、介護予防・生活支援サービス事業に係る給付費及び委託料などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして1,916万3,000円を追加し、22億6,009万9,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 一般管理費の委託料の介護保険システム改修業務委託料なんですけれども、9期目の見直しを今やっていると申すんですけども、かなりの高額の補正予算になっていますけれども、当初予算で予定していましたよね。だからどういう内容の不足が生じているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

こちら、介護保険のシステム改修業務委託料につきましては新規で、当初では計上していませんでした。こちらに関しましては、介護報酬の改定に伴うシステム改修となっております。それ以外にも保険料の負担ですとか、一定以上所得の判定基準、多床室の室料負担等といった内容を改修するものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 令和5年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 町長提出議案第72号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第20、町長提出議案第72号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第72号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,246万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款3繰入金は53万1,000円の増額補正で、事務費繰入金の増額となっております。

款5諸収入は48万8,000円の増額補正で、後期高齢者医療人間ドック等補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して101万9,000円を追加し、3億9,246万8,000円とするものでございます。

次に歳出でございます。

款1総務費が101万9,000円の増額となり、会計年度任用職員に係る経費及び人間ドック補助金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして101万9,000円を追加し、3億9,246万8,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第73号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（黛 浩之君） 日程第21、町長提出議案第73号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第73号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和5年度上里町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和5年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定により、職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきまして、第1款下水道事業費用を既決予定額に対しまして69万7,000円増額し、2億4,306万6,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。（1）職員給与費を既決予定額に対しまして69万7,000円増額し、3,041万9,000円と改めるものでございます。

以上、令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 令和5年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時36分散会